
平成25年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第9日)

平成25年7月2日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成25年7月2日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第47号 平成25年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第54号 対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第3 同意第8号 対馬市副市長の選任について
- 日程第4 同意第9号 対馬市監査委員の選任について
- 日程第5 発議第3号 国境離島活性化対策特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第6 発議第4号 国県道路等整備促進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第7 発議第5号 合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第47号 平成25年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第54号 対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第3 同意第8号 対馬市副市長の選任について
- 日程第4 同意第9号 対馬市監査委員の選任について
- 日程第5 発議第3号 国境離島活性化対策特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第6 発議第4号 国県道路等整備促進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第7 発議第5号 合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 常任委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(21名)

1 番	春田 新一君	2 番	小島 徳重君
3 番	入江 有紀君	4 番	船越 洋一君
5 番	渕上 清君	6 番	脇本 啓喜君
7 番	黒田 昭雄君	8 番	小田 昭人君
9 番	長 信義君	10 番	波田 政和君
11 番	上野洋次郎君	12 番	齋藤 久光君
13 番	堀江 政武君	14 番	小宮 教義君
15 番	初村 久藏君	16 番	大浦 孝司君
17 番	小川 廣康君	18 番	大部 初幸君
19 番	兵頭 栄君	20 番	山本 輝昭君
21 番	作元 義文君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	比田勝尚喜君

建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） 皆さん、おはようございます。

これから、議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第47号

日程第2. 議案第54号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第47号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第2号）及び日程第2、議案第54号、対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例の2件を一括議題とします。

議案第47号は、各常任委員会に分割付託、議案第54号は、厚生常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） おはようございます。

平成25年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案第47号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第2号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は、2款総務費、9款消防費、10款教育費について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、6月27日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第47号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会にかかる歳入で、20款諸収入に新規事業として、域学連携地域活力創出モデル実証事業助成金が追加をされました。

歳出については、2款総務費で域学連携地域活力創出モデル実証事業の新規取り組み、10款教育費で子ども夢づくり基金への積み立て、上対馬・上県学校給食共同調理場建設事業に伴う委託料が主な補正であります。

当委員会において、特に質疑、意見が集中した点について報告いたします。

まず、新規事業の域学連携地域活力創出モデル実証事業について、その事業内容や今後継続事業としてできるのかなど質疑がありました。本事業は、地域と主に首都圏の大学が連携し、地域が学生を受け入れることで、地域づくりの実践活動の後押しをするものです。単年度の実証事業であります。総務省も今後継続に向けて、検討する意向であるとのことで、委員会としても次のステップにつながるよう要望いたしました。

次に、今年4月に施行されました子ども夢づくり基金の積立金についての質疑で、高校生までを対象に、スポーツ活動、文化活動、交流活動などに活用したいとのことで、運用については今年度中に策定し、実施は平成26年度からとの説明がありました。

また、上対馬・上県学校給食共同調理場の建設に伴う設計等の委託料について、比田勝中学校の職員駐車場に建設予定であります。学校教育に支障のないようにとの意見が出されました。

以上、本委員会に付託されました議案第47号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） おはようございます。

ただいまから、厚生常任委員会の審査結果を報告します。

平成25年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第47号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は、4款衛生費、議案第54号、対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例の2議案であります。

その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、6月27日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より多田福祉保健部長、藤田市民生活部長並びに各担当課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、福祉保健部所管部分について報告します。

一般会計補正予算（第２号）の歳出の主なものは、保健衛生総務費については、各地区で開催するウォーキング大会を通じた健康増進と特定健診の受診啓発を目的とした健康つしま２１事業のキャンペーン経費。また、安全安心出産事業の一環として実施予定の「へき地・離島周産期フォーラム」開催の負担金では医療関係者及び消防署職員を対象にした「産科の救急対応講習会」も同時に開催予定です。保健施設費は、対馬市峰保健福祉センターの浄化槽隔壁補修費、診療所費は、佐須奈診療所の薬の包装機械及び仁田歯科診療所の唾液吸引装置購入費です。

「へき地・離島周産期フォーラム」の開催場所について、上対馬病院に産科の常勤医が不在となり、上地区の住民の周産期医療に関する不安が高まっている。上地区開催は検討できなかったのかとの質問がありました。担当課長より、講演者やパネリストは特に離島周産期医療を担う多忙の医師が多く、日程の都合上、下地区の交流センター開催となった。ただ、上地区の育児サークルのメンバーをパネリストとして報告いただく。また、フォーラム前日にテーマに即した映画「うまれる」を上地区でも上映する等の措置を講じた。上地区の方の参加勧奨にも努めたいとの答弁がありました。

次に、議案第５４号、対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が、平成２５年４月に施行されたことを受け、対馬市においても新型インフルエンザ等対策本部の設置に必要な事項を定めるものです。

続いて、市民生活部所管部分について報告します。

歳入の主なものは、中部汚泥再生処理センター建設事業にかかる国庫補助対象工事費の変更、及び交付金の年度間調整による清掃費補助金の減、海岸漂着物対策にかかる長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金の皆増と、当該補助金の創設により、当初予算に計上しておりました県単独の長崎県漂流漂着ごみ撤去事業補助金が皆減となるものです。

歳出については、中部汚泥再生処理センター建設事業の水道管布設工事にかかるアスファルト舗装及び土工数量の変更による工事請負費の増。また、海岸漂着物回収業務にかかる臨時雇用賃金の増、海岸漂着物の処理及び地域計画策定等にかかる委託料の増、漂着木くず破砕機購入にかかる備品購入費の増が主なものです。

漂着木くず破砕機購入にかかる備品購入費７，７４１万３，０００円について、機械購入による費用対効果に質疑が集中しました。担当課長より、従来の回収実績から、今年度の海岸漂着物の年間回収計画量は、１立米袋にして約１万袋、そのうち漂着木くずは約４，０００袋を見込んでいる。流木を破砕することにより、そのままの状態で袋詰めするより８割程度の袋数となり、約８００袋の削減が可能となる。処理費用を１袋当たり約１万２，０００円とすれば、処理費用だけで年間１，０００万円の削減が見込まれる。また、廃プラスチックの破砕による導入効果も見

込まれる。さらに、将来的には破碎した木くずの塩分除去処理を施すことにより、代替燃料エネルギー化や堆肥化事業の副資材としての活用について検討を進める予定であり、島外への輸送処理費用並びに燃料費削減等で、さらなる導入効果も期待できるとの説明がありました。

最後に、以前より指摘されていた海岸漂着物処理法と地域グリーンニューディール基金要綱の乖離によるNPO等を支援しにくい問題点については、基金が大幅減額された場合に備えて、現場の状況を国や県に説明し、引き続き乖離を埋めて、より使い勝手のよいものとなるよう努められたいとの指摘に対し、担当課長より引き続き努力する旨の答弁がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第47号及び議案第54号の2議案について慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

平成25年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第47号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第2号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費であります。

その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成25年6月27日に豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第47号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第2号）について、歳入、歳出予算の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費の歳入は、14款国庫支出金で地域の元気臨時交付金2,040万円、離島活性化補助金1,154万6,000円及び離島活性化交付金1億1,219万円、15款県支出金で森林整備加速化・林業再生事業補助金1,000万円、漁場整備事業補助金2,500万円及び水産物供給基盤機能保全事業補助金840万円、21款市債で漁業用燃油高騰対策事業債7,440万円など、総額3億5,438万5,000円の歳入補正であります。

7款商工費の歳入は、15款県支出金で緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金545万7,000円、21款市債で観光リニューアル事業債360万円、よりあい処つしま、仮称ではありますが、開設事業債850万円など、総額3,675万1,000円の歳入補正であります。

8款土木費の歳入は、14款国庫支出金で地域の元気臨時交付金3,200万円、社会資本整備総合交付金1,300万円、15款県支出金で住宅性能向上リフォーム支援事業補助金838万円など、総額7,407万1,000円の歳入補正であります。

歳出の主な事業として、6款農林水産業費では、農業振興費のふるさと農村広場整備事業に

2,550万円、林業振興費の森林資源利活用可能性調査事業に1,000万円、木材輸送コスト助成事業に1,752万5,000円、水産業振興費の漁場整備事業に3,000万円、活魚・鮮魚離島輸送コスト助成事業に1億5,568万円、漁業用燃油高騰対策事業に9,300万円、漁港建設費の漁港施設機能保全事業に1,400万円など、7款商工費では、観光費のよりあい処つしま開設事業に2,021万2,000円、ご当地グルメ活用による対馬の着地型観光推進事業委託料に545万7,000円、韓国観光PR事業に450万円など、8款土木費では、道路新設改良費の道路ストック点検事業に2,000万円、公園費の野良広場整備事業に4,000万円、住宅管理費の住宅性能向上リフォーム支援事業に838万円などが主な歳出補正であります。

審査の過程で質疑、意見があった主なものについて報告いたします。

漁場整備事業では、磯焼け地区を明確にするために、マップの作成はできないか。漁業用燃油高騰対策事業では、対馬の漁業、特にイカ釣り漁師は、燃油高騰で休漁状態である。全ての漁業関係者が恩恵を受けられるよう関係機関と連携し、スムーズな事業の展開を期待する。

よりあい処つしま開設事業では、将来、多額の経費が予想される事業ではあるが、対馬の特産品を使った飲食、物販を展開し、地産外消及びサポート店のさらなる拡大に努め、対馬の魅力を発信することによって、福岡からの来島者数を期待するが、旅客運賃が話題になるのは否定できない。

野良広場整備事業では、グラウンドゴルフ場及びゲートボール場の新設が予定されているが、使用料の有無については、他の既存施設の使用料と整合性を図ること。

その他関連として、有害鳥獣駆除後の最終処分方法について、現在、埋却か一部焼却ということであるが、狩猟者への指導を徹底するとともに、今後、市として一括した処理方法等を計画できないかなどの意見がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第47号につきましては、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） おはようございます。

厚生常任委員会に何点かお聞きしたいと思いますが、まず海岸漂着地域対策推進事業の漂着木くず破砕機購入について、委員長にお尋ねします。

この機械を2台購入するため、約7,700万ものお金の予算が計上されておりますが、当然高額な備品で、かつ重要な事業でありますので、細かく調査されていると思っておりますが、付

託を受けた責任の観点から、この事業に対して委員会としての、先ほど審査報告を受けましたが、私なりに何点かお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

先ほど委員長報告の中で、機械を導入することによって、費用対効果など削減が約1,000万ぐらい削減されるというような報告がありました。私は、こういった補正まで組んでやる事業ですので、費用対効果も当然のごとく、説明があると思っておりましたが、逆に効果が出る以上は、リスクもあると思うんですね。その辺について、何点かお伺いしたいと思います。漂着ごみといますと、例えば、塩害、こういった問題が既に調査されていると思いますが、報告になかったものですから、一つ確認をしておきます。

それと、先ほどからいいますリスクに関しては、こういった7,000万もの機械をどこで使われるのか。それと、誰がこんな機械を運転するのか。さらには、もし1,000万円もの削減をするために稼働させるわけですが、機械ものですから故障したり、いろいろしますよね。そういったものの責任所在はどこにあるのか。この辺をお聞きしたいんですよ。

それと、報告の中で、1,000万の削減があるだろうという話をされましたが、機械的に1日当たりどのぐらいの能力のものを入れられようと考えているのか。ここを一つお伺いします。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 波田議員の質問にお答えします。

まず、2台購入し補正予算を組むからには、リスク等もよく調査したのかということで、まず塩害についてお答えいたします。

機械外部の塩害対策は施してありますが、内部は十分とまではいえない。そこで、海岸漂着流木は、数カ月雨水にさらせば、塩分はある程度、脱塩されるというデータがあるとの報告がなされており、ストックヤードを準備して、雨ざらしにすることで、機械に負担がかからない程度に脱塩した状態で、作業を実施することも考えているということが、答弁がありました。

それから、どこで誰が行うのかということについてですが、これは自走式になっておりまして、1台は中部の櫛の前処理施設に常設、もう1台については、なるべく現場に近いところまで持っていまして、そこで処理をするというふうに答弁がありました。誰が操作するのかにつきましては、オペレーターの資格があるということです。そういう資格を持った者、記憶が定かではありませんが、委員会の中でそういう資格をとらせるというような回答があったように思います。ちょっと記憶が定かではありませんので、その点につきましては、部長のほうから正確な答弁をいただければと思います。

それから、故障の際のリスクにつきましては、これは購入なわけですから、購入した者、所有者という形になります。ただ、審査はしていませんが、その保証期間等については、委員会では審査しておりません。

それから、1日の作業量についてですが、1時間当たり約18立方メートルから25立方メートルの処理能力があるということですから、1日の作業量、そこに入れる時間等もありますから、6時間、フル稼働の限度として、少なくとも見積もっても、20立米掛ける6時間で約120立方メートルという回答を得ています。

以上です。

○議長（作元 義文君） 部長から答弁を必要としますか。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、委員長の先ほどの説明で理解はしました。それと、もう一つ、私は先ほど責任分担という話をしたわけですが、要は、こういった高額な機械でありますので、今説明で中部処理場に置くと、もう一つは現場近くに行くということになりますと、職員がやるという考え方でいいんですか。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） この点につきましては、誰がやるかということについては、検討しているというところでとどまっておりましたので、それ以上の審査はしておりません。

○議長（作元 義文君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） わかりました。それでは、この7,700万ぐらいする機械の納入というか、いつごろこの機械は稼働できるようになるんでしょう。委員長お願いします。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今年度から、先ほど申しましたように、グリーンニューディール基金にかわる補助金が創設されておりますので、これで回収したものをできるだけ早く作業に入りたいということですので、この予算が通り次第、すぐに手続きにかかるということで、具体的な期間、いつ納入されるのかということについては、審査しておりません。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑ございませんか。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 産業建設常任委員長にお尋ねいたします。

4ページ目です。一番上の漁場整備事業については、磯焼け地区を明確にするために、マップの作成はできないのかということでお尋ねをされたわけですが、市のほうの対応はどうかということと、次の下、漁業用燃油高騰対策事業については、全ての漁業関係者が恩恵を受けられるよう関係機関と連携し、スムーズな事業の展開を期待するということなんですけれど、これに対しても、市の側の答えはどうだったのか。この2点を伺います。

○議長（作元 義文君） 8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、漁場整備事業での磯焼け地区のマップでございますけど、今、長崎県の振興局もこれらしき事業をやっているということで、市として県と協議の上、大体、磯焼け地区は、箇所はつか

んでいるそうでございますので、できるならばつくっていききたいということでございます。

それから、漁業用燃油高騰対策事業では、最低条件がセーフティーネットに加入することでございます。26年3月末に加入しても市単独の補填は、8月までさかのぼってするという柔軟な姿勢をとっておりますので、いわゆる今から各組合に職員が出向いて説明があるかと思っておりますので、その後に新たな展開がされるものと思っております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今の説明でわかりました。それで、燃油高騰対策事業の中で、委員会の中で私もその前の質疑のところで行いましたけど、8月1日から前倒しできないかという問題と、それとこの事業が対馬市の単独事業でありますけど、来年以降の事業の継続があるのか、そういうお話はなかったのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 審査の過程では、そういう話はあっておりませんが、私思うには、全島の漁業者、正会員、准会員あわせて4,528名と伺っております。その方たちの加入状況、あるいはセーフティーネット加入状況によって、この事業がさらに進められるものと思っております。

以上です。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。議案第47号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する各委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長報告は可決でありま

す。

本件は委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 同意第8号

○議長（作元 義文君） 日程第3、同意第8号、対馬市副市長の選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 同意第8号、対馬市副市長の選任について、提案理由を説明いたします。

今回の提案は、地方自治法第160条の規定により、対馬市厳原町南室149番地1、比田勝尚喜氏、昭和29年9月15日生まれ、満58歳の選任をお願いするものであります。

同氏は、比田勝中学校、長崎県立諫早農業高校、西日本短期大学造園科を卒業後、昭和52年4月より旧上対馬町役場に勤務され、水産振興課長、水産観光課長、対馬市となって上対馬支所産業振興課長、情報政策課長、農林水産部長などの要職を歴任し、行政一筋に卓越した手腕を発揮され、人格、識見共に申し分なく副市長として適任であると考え、議員皆様の御同意をお願いするものであります。なお、任期は8月1日からの予定でございます。御同意賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 提出者に3点ほど、お尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、市長が現高屋副市長を選任した理由であります。今回の副市長選任案件にも関連があると私は考えます。あえて、お尋ねをさせていただきます。その当時の会議録によりますと、市長はこのように説明されております。「同氏は、昭和57年3月長崎大学水産部を卒業後、長崎県職員と勤務され、現在に至っておりますが、その間厳原水産業改良普及所を皮切りに、水産試験場など水産部署を主に経験され、現在対馬振興局農林水産部長として活躍されております。農林水産に対する情熱は人一倍であり、秀でた行政経験はもとより、人格、識見共に申し分なく、副市長として適任と考え、議員皆様に同意をお願いするものでございます」と提案理由の説明がっております。私は、この人事案件に触れたとき、市長が掲げておられます公約の実現のために、農林水産に精通している人材が必要であると考えられた上での選任ではなかったかなと思っているのですが、市長はどのような仕事をさせるために、高屋さんを副市長に選任されたのです

か。具体的に話を聞かせていただければ幸いです。

2点目のどのような役割分担で、副市長を2人体制にするのかであります。そもそも対馬市副市長定数条例では、副市長は定数は3人以内とするようになっておりますので、2人体制については、何ら問題がないものと認識はしております。しかし、現行の高屋副市長の1人体制で、何が足りなかったのか。具体的に市長が何を補うために、2人体制にするかということです。2人体制の積極的な意味合いを、はっきりさせていただきたいと思います。

それと、2人体制の場合は、どのように任務分担を行うのか。例えば、統括とか特命とか、いろいろな任務分担の考え方があるようにありますが、具体性が私には見えません。このことは、皆さんも御承知のように、市長に事故があった場合、職務代理をどちらが担うのかという問題ともリンクしますので、副市長が2人いれば、庁舎内の合意形成とか事案解決に戸惑うことがあれば、本末転倒であると私は考えるからであります。

それと3つ目は、対馬市の財政問題を考えたときに、副市長の人数については、市長が対馬市の行財政改革推進のために諮問された対馬市行財政改革推進委員会において、平成22年4月7日付で委員会から、このような内容の答申がっております。「財政健全化推進をしている現況において、固定的経費である人件費は、できる限り抑制すべきであり、職員の定数をはじめ副市長の人数についても、検討することが必要である」提言はされていることは御存じのはずです。市長は、この当時、この提言を受けたときに、どのように検討された上で、今回2人体制の結論に至ったのか。私は、この推進委員の答申を無視しているのではないかと感じております。

また、市長の任期はまだありますが、先ほど申しますように、副市長に関したら3人以内ということもあることになっておりますが、任期中もう1人つくるようなこともあるのか。この辺をお伺いしたい。当然、副市長には給料とかボーナスとか、退職金が支払われることとなります。ちなみに、対馬市の副市長の報酬は月額五十数万円であります。特別職が1人ふえることにより、支出増、全体の割合から考えると微々たるものかもしれませんが、市民感情を配慮した上において、わかりやすく説得力のある説明をお願いしたいんです。

以上です。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今回の提案について、何点か御質問がありましたけども、条例が許される範囲で、まずもって今回、提案をさせていただいているというのが基本であります。

それと、財政のお話がありました。それは、職員の定員管理の関係でございますけど、これについては常にその方向性というのを肝に銘じておりますし、目指す数字がありますけども、それよりも常に低い形で、毎年推移をしてきているということも御理解をいただきたいと思います。当然のことながら、退職される職員の数に比べまして、半数程度しか雇ってきていない現状でご

ざいますので、それはクリアを常にして、今があるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それと、高屋副市長に何を就任以来、担ってもらったのかみたいなお話がございました。それこそ、私が全てを見れるわけではございません。物理的に不可能でございます。それら全般を今まで見てもらってまいりました。そういう中、当然のことながら、高屋副市長は、主に水産畑というところを歩んでいただきましたし、私ども対馬市のこの状況の中で、基幹産業である漁業というものに、どのように組み立てをしていけばよいかということについて、高屋さんが中心となって物事の組み立てをしてもらってきたこの1年でございます。当然、水産のみならず林業、農林水産部門、第一次産業にずっとかかわってもらっておりましたので、そこについてのさまざまなサジェスションをもらいながらやってきたところでございます。

2人になったら調整に戸惑うんじゃないかという、職員がという話がありました。以前も2人体制というのはありましたけども、庁舎内でそのようなことはあっておりませんので、そのあたりの役割分担というのは、明確にしながら物事を進めていってもらう予定でございますし、現実問題として、1人で副市長を主にこなしていくというのは、大変な作業でございます。それらを考えますと、どうしても2人体制で私のサポートをしてもらおうというふうなことで、今回、2人体制の提案をさせていただいたところでございます。

さらに、3人、条例に書かれているけども、3人目はあるのかというお話が最後にございましたけども、現時点においては、その予定はありませんが、世の中がどのように変わるかわかりません。それについては、私がここで明言することは控えさせていただければと思っております。

2人がどのような役割分担をしていくのかということがあります。それぞれ得意分野がございますし、対馬の今進めようとしている部分で、5つの循環システム等がございます。これらを新たな事務でございますし、職員何人かと一緒になって組み立てを、2人の副市長さんで担ってもらうと、中心となってやってもらうという予定であります。

○議長（作元 義文君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、もう1点だけ。対馬市の行財政改革推進委員の件についてでございますが、市長が諮問された中で、この委員さんの方々がいろんなさまざまなお話をされておるわけでございますが、資料を見ますと、やっぱり抑制すべきである。職員も、副市長の数も、全体を考えてですね。こういった答申が出たときに、何のために諮問をしているかわからないじゃないですか、そういった意見が出てきているならですよ。意見を尊重しているのか、していないのか、結果論から言えば、尊重していないという答えにつながるように、私は文章を読み返しまして、そのように感じているわけでございます。いくら、市長が答申したといえども、自分の考え、方向性でやるんだと。以前のそういう会議の中で、少なくとも3月議会だっ

たですかね。このままの体制でやる。2人体制をですね。話をされた経緯も見ました。そういった中で、外部の委員会の方々が、そういった貴重な話があったならば、できるだけ耳を傾けていただいて、傾けてないと言っているわけではございませんよ。そういった中で、答申に対しての答えは、どうなのかとか出すのが市長のとるべき姿じゃないかと思っているんですよ。だから、あえてこういう話をさせてもらっています。できるなら、将来のことも考えて、先ほど高屋さんの話も出ましたが、いろんな柱のある中で、次の一步のためにやるんだということも十分理解はしております。そういった中で、答申に対して、市長が真剣に聞いてあると思いますけども、答えとしてももう少ししっかりしたものがほしいなと思いましたので、あえて質疑とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 答弁がいきますか。

○議員（10番 波田 政和君） いいです。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はございませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 2点ほど、お尋ねをいたします。

今回、副市長の問題ですが、まず1点ですけど、副市長に選任をするということであれば、やはり身の回りを整理して、というのは、まず辞職をしてから部長はですね。そして、このような案に上げるのが、普通だと思いますよ。まず、襟を正すこと。それからこの審議ですよ。なぜ、そういうことができなかったのかということと、2点目は、私がいつも言っているんですが、副市長は2人もいららないんだと、1人で十分だと、それが仕事だから、土曜日、日曜日もない。一生懸命頑張るのが、副市長ですよ。それで、この前のときに、前回9月でしたか。一般質問のときに、高屋さんを選んだのをこのように言っておりましたよ。中村知事に私自身も病気でもされたら、合わす顔がないんだと、病気をされたら困るからということで話をしているんですよ。しかし、よく見ると今の副市長は、1年前よりも顔艶が非常にいい。まだまだやれますよ、1人で。非常にそういうふうな病気をしたら困るということだけでも、しかし副市長できとるんだから、市民のために命を落とす覚悟でやらんといかんと思いますよ。だから、1人で十分。

そしてもう一つは、政策マネージャーというんですかね。すごい能力を持っておられる方がおられるですよ。議場では、1回も見ることがないけど、そういう政策マネージャー、5つのすばらしい能力を持っておられる政策マネージャー、これもおるわけですから、これをさらにまた能力を持ってもらって、政策マネージャーも頑張れば、十分1人でできるんですよ。無駄な錢を使っちゃいけない。お金はこのぐらにかかるとですよ。そのとき私が話をしているんですが、まず年間1,011万円、4年間で計算すると4,044万円かかるんですよ。それですごいのが退職金、793万4,000円もかかるんですよ。財政が厳しい、厳しいというならば、こういうところをまず削除をする。汗を流すことが大事ですよ。その2点を市長、お願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、ここで論議するに値しないと私は思っております。辞職する必要もありません。その覚悟でやる、それは精神論であって、手続論としては、何ら問題がないというふうに思っています。

それでもう1点、私の隣に座っています高屋さんの今の見た感じで物事を言われますが、人間というのは見た限りのことで全てを判断できません。心の中でもいっぱい苦勞というのを抱え、日々、心勞で疲れているという部分は全く見せずに、頑張っているということをここで御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 人の疲れは内面的にはあるでしょうけども、でも内面的なものが表に出るんですよ。すると、顔の艶が悪くなるとか、非常に下向きに歩くとか、そういうふうになるわけですから、1年前よりもすごく元気じゃないですか。1人で上等。

それと、先ほど2人と言われるけれども、今度の比田勝部長も役場上がりですよ。出向している副市長も、公務員上がりですよ。県の出向だから。せっかく仮に選ぶとすれば、役場の中だけじゃなくて、市長あれですよ。対馬だけが人間が住んでいるわけじゃないんですよ。日本全国に住んでいるんだから、いい人間がいっぱいいるんですよ。自分たちの仲間だけであれば、私がいつもいうように、仲良しこよしクラブになるんですよ。役場で長いこと生活をしておると、硬直してしまうんです。頭が、一般的にですよ。だから、これを選ぶときに、仮に対馬だけに人間住んでいるわけじゃないんだから、日本全国にいっぱいいる。それをネットで募集するとか、したほうが市のためになるんですよ。ただ単に部長からなったとしても何もならない。ネットで募集する考えもなかったんですか。1,000万もかけてから、どうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ネットでということがありましたし、行政上がりではというお話がございました。ネットで公募をかけている自治体の方とも首長さん、それから副市長さんとも私は知っております。そこでの話も私は聞いております。決してネットで公募したからいい人が絶対集まるというものでもありません。今、この対馬が行こうとする方向に適材の人を選ぶのが、私の仕事だというふうに思っております。その件でよろしかったですかね。硬直化しているというお話がございましたね。今、行政の皆は、決して硬直化しているとは思っていません。今、それをどのように皆さんの、市民が求めている方向の中で、物事を組み立てていくかということに、職員は腐心をしてきていると思っております。そういうトレーニングの真っただ中だというふうに思っておりますが、いつもそのことをおっしゃられる小宮議員のほうが、頭が硬直化してるんじゃないかと私は思えてなりません。

以上です。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 発言をさせたらいいですよ。私が質疑をしよるんだから、反問権を与えてないんだから、いつも言うじゃないですか。議長。そういうのを脳たれというんですよ。

ネットの話をされましたが、言われるように、何人かの首長と話をされたかもしれない。そこの中には、いい話もあり、悪い話もあったわけですよ。だから、それを語る前に己からまずネットでも何でもいいから募集をかけてみると、それを吟味して、これがだめならこれでもいいじゃないですか。そこが基本ですよ。お金を使うんだから、1,000万というお金を、年間使うならば、行政がよくなるようにしなければいけないじゃないですか。同じ役場の職員が、仲良しこよしクラブじゃどうしようもないですよ。任期が8月1日ということですから、期間があるけども、何らかの方策を講じてもらいたいと思いますね。

以上で終わります。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。10番、波田政和君。

反対ですか。反対討論。

○議員（10番 波田 政和君） 私は、本議会に提案されている同意8号、副市長の選任について、次の2点により同意できないことを表明し、意見を述べるものであります。まずもって、私は比田勝氏の識見、能力、人格を否定するものではありません。私も評価しているものの1人でございます。このことを最初に申し上げた上で討論させていただきます。

1点目でありますが、そもそも財部市長の2期目における公約の実現の知見から考えまして、矛盾する同意案ではないかと考えるところでございます。市長の代表的な公約には「市民が宝のしまづくり」「自立するふるさとのかしま対馬」そして「守りから攻めへ」を柱に、1つ「対馬の底力で働く場所づくり」、2つ「安心安全力で住み続けられる島づくり」、3つ「支える力で夢のある未来づくり」、4つ「もてなす力で観光づくり」の4つの力を基本にされております。

まず、1点目の「対馬の底力で働く場所づくり」についてでございますが、地域資源を生かし

た起業の掘り起こし、雇用を創出することを念頭に大きく分け、海と森の循環システムの構築を考えられております。

まず、海の循環では、加工産業の育成には市場が島内にはどうしても必要である。良質な塩などを求める海外の市場はすぐそこにあると言われております。

また、森の循環では、対馬市の公有林の二酸化炭素吸収量をカーボンクレジットという商権に変えて市場に流し、資金調達の見通しが立った。資金調達の際も、単なるクレジットという考えではなく、ツシマヤマネコなど希少動物の息づくクレジットとして売り込みたいと、さらにカーボンオフセットとしている森というのも売りにして、対馬原木シイタケの対馬製品のブランド化を図りたい。そして、4月から施行の森林づくり条例に基づき、豊富に蓄える森林資源の有効的な高度利用を図りつつ、木材輸出でも林業の振興を図りたい。

また、島の資源活用の研究並びに試作製品に取り組み、起業や雇用創出につなげるため、イノシシや鹿の革製品の開発、薬草等の商品化のすばらしい施策を公約されております。このような公約から、市長は対馬の資源を活用した商品化を図り、それを販売する。そこに新たな雇用が生まれると考えられていると私は思います。では、資源を活用し、商品化をすることだけで、果たして雇用は継続できるのでしょうか。私は、販売戦力なくして雇用は生まれないと思っております。簡単に言うと、つくった商品を市場に流通させる、販売する力がなければ、商品は継続して生産することはできません。また、雇用も継続できません。

私は、このような理由から、農林水産を熟知されております高屋副市長が、既にいらっしゃるのだから、市長の公約を早期に実現させるため、今一番、必要なのは、対馬の資源を商品化し、国内、国外を問わず、丸ごとその商品を売り込むことができる営業販売力ではないかと、このように思います。そのようなことから、今の対馬市の流通販売業界に精通し、この業種で実績を培った人材が適任ではないかと考えるものであります。

対馬の自立を掲げて当選された「守りから攻めへ」をキャッチフレーズにされておられる財部市長らしからぬ守りに入った人事選任案ではないかと感じるわけでございます。

2点目は、地方自治法概念と整合性の観点からであります。地方自治法第167条には、副市長とは、市町村長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、市町村長の職務を代理する。また、長の命を受けて、政策や企画をつかさどる最高の補助機関が特別職であると規定されております。この選任要件は、その重要性に鑑み、一定の理由を欲せば、住所要件は必要とされず、広く人材を求めることができると規定をされております。

財部市長は、このような同意案を提案されているわけですが、市長が公約されている仕事の補佐をさせるため、対馬市の見識ある方々はもとより、対馬島外の見識ある方々、国、県、関係者職員の方々など広く人材を求める努力をされたのか、どうかなのか。地方自治法精神に

沿った対応がされたのか。私にはそこがいまいち理解できない。だから、この同意案では残念ながらみえませんが、よって、以上、る話をしましたけども、この2点の理由によりまして、私は今回、まことに残念でございますが、同意案件第8号に同意できないということを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 賛成の討論はありません。討論を終結します。

採決をいたします。この採決は起立によって行います。同意第8号、対馬市副市長の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。同意第8号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。開会を11時20分から行います。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第4. 同意第9号

○議長（作元 義文君） 日程第4、同意第9号、対馬市監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、初村久藏君の退場を求めます。

〔15番 初村 久藏君 退場〕

○議長（作元 義文君） 提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 同意第9号、対馬市監査委員の選任について、提案理由を説明いたします。

今回の提案は、さきに行われた対馬市議会議員一般選挙による議員の改選のため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、首長が議員のうちから1名選任するものであります。今回、初村久藏議員を監査委員に選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

初村議員につきましては、皆様よく御存じのとおりでありますので、改めて御紹介するまでもありませんが、平成14年4月に厳原町議会議員に初当選以来、対馬市議会議員として現在4期目を迎えられており、行政への知識はもとより、人格、識見も豊富であり、監査委員として適任と考え、議員皆様の御同意をお願いするものであります。御同意賜りますよう、よろしくお願い

を申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 1点お尋ねをいたします。

この監査委員、これは、議会を代表をしてという監査になるわけですよね。それを市長が意見として聞いて、同意案として出すのが常でございますよね。お尋ねしたいのは、議会代表ということは今までのルールの中においては、全員協議会を開いて、その中で議会としての意見をまとめるというのが、今までの手続なんですけど、今回は全協、全員協議会もなかったが、どのような手続を議会のほうになされたのか。まず、その1点。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） あくまで、地方自治法にのっとって、首長が議員のうちから選ぶというふうなくだりの中で、今回提案をさせていただいておりますので、その点を御理解いただければと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 確かに、首長が選ぶというのが筋ですけども、監査委員には、民間の監査と議会だけの監査がございます。民間の代表であれば市長がこの人がいいんだということで選ぶことはいいんですが、ただ議会を代表ということですから、今までのルールのように全員協議会を開いて、そしてその結論、つかないときもあるでしょう、それはそれでよしとして、全員協議会を開く。そこで、議員の意見を集約してその意見を聞くのが代表なんです。今回は、全協もなかった。それがルール上おかしいんじゃないかということです。今の市長の説明ですと、自分が選んだからいいんじゃないかというお話ですが、それはルール違反ですから、議会のほうにどのような手続をされたのかということです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどからおっしゃられるように、全協というものを通してというお話でございますが、それが絶対的な手続ルールというふうには、必ずしも思っておりません。このような、まして案件でございますので、議会のほうの問題、相談なく今回は出させていただいたところであります。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） さっき言われたように、このような案件だからこそ、全協を開いて、そして皆さんで話をして、これでいこうじゃないかというのを参考として聞いて、市長がこの同意は出すもんなんです。こういう案件だからこそ、必要なんじゃないですか。ルールを間違えているんじゃないですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その点については、見解の相違かなというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 物事は、ルールにのっとってやらなければいけないんですよ。

そのようなルールを無視したようなことは成立しないんですよ。ルール無視は。だから、今回のこのような審議は、この場での審議というのは、非常に不誠実な審議だと思います。私、それで終わりますけどね。

○議長（作元 義文君） ほかに。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、今、市長の提案に対して質問させていただきますが、対馬市も出発しまして3代目になりますかね。そういう中で、行政と議会とが常に話し合いの場を持ちながら、今までは運営をしてきているんじゃないかなと、私は思うわけですが、私が前回、市議会議長をさせていただいていた折には、こういうぶざまなことはありませんでした。何事も皆さんが集まっていたかしながら進んできた話だと思うんですが、今、市長が言われる、のっとって自分が決めていいんだという話もお聞きしましたが、そしたらそこに議会の合意性も何もなく、何でもかんでも好き勝手にやればいいように聞こえます。そこで、私は経験者の1人としてここで、議長に聞きたいのですが、あなたは本当にそれでよかったのかどうか。今までこういった案件は初めて出るじゃないですか。ずっと昔から議員さんとしてやってこられている方だからこそ、やっぱりこういう場においたら、市長にも苦言を言いながら、市長と話し合いをなされるべきではなかったのかと、私は思うのであります。

それと、先ほどから市長の提案について、今後そういった法にのっとってやることに関しては、ルール上だけでいくというように、私は理解したんですけど、それでは、せっかくの対馬のためにお互い選ばれた人たちじゃないですか。期限付きで。やっぱり市長、任期期間中は、執行権に入るつもりは何もありませんけど、将来にわたって、いろんな歴史が残っていく中で、前任のやってきたことに対したら、本当に耳を傾けながら行動していくのが、我々、後続く、また将来にわたって残す人たちの努めじゃないかなと私なりに思っております。

そういった意味合いも含めまして、今回、先ほど同僚議員が言いましたように、かつてないことですので、戸惑っております。それと、市長が今、私が決めて提案したと言われましたけど、市長さん、どこにか同意案件をお願いしてあると思うんですが、この議員さんの13か、14か、私の記憶によりますと、21おるはずなんですけど、そういった内容から考えたときにも、市長どうですか。やっぱり市長自身も自分で決めることができかねるので、いろんな方に相談していると思うんですよ。そういうことから言ったら、お互いみんながよくしようとしながら、進んでいるわけですから、今後においては、やっぱり法も大事でしょう。侵せとは言いません。今まで

続いてきた歴史を重んじていただいて、21人の議員さんがおられるわけですから、21人を対象にしたいと思いますと思いますが、どうぞ。

○議員（11番 上野洋次郎君） 議長、休憩の動議を申し上げます。（「続行」「休憩」「待ってよ、皆さん答弁が先」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） 市長が手を挙げよるから。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私が勝手に物事を今後も独断専行でやっていくのかというふうな節の御質問でございますが、その点については、めり張りをつけていきたいというふうに当然思っております。相談できる案件、相談できない案件等々も当然これはございます。途中経過等々でも言えないこともございます。それも御理解は十分に、議長経験者として持っておられると思います。そういうめり張りをつけて、今後はやっていければというふうな考え方でおります。ルールという一つの大きな地方自治法という部分を逸脱しない範囲において、物事の考え方をしていきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 休憩の動議を提出いたします。

○議長（作元 義文君） 賛成の方。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時38分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

○議員（4番 船越 洋一君） 採決をする前に、私ごとですが、一つ提案をさせていただきますが、今回のこの人事案件については、先ほど私もちょっと触れましたけど、どうも私自身が合点がいきません。というのは、人事案件ですから、議会選出の監査委員です。やっぱり最低限、議会の中で、議員の間の中で、やはり信頼できる人間というのを1人選出していくというのが、こ

れがルールだと私は思うんです。しかし、今回の場合は、どうもそれがなされていないというような観点からこの採決に、私は採決できませんので、退席をさせていただきます。

○議長（作元 義文君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。この採決は起立によって行います。同意第9号、対馬市監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。同意第9号は、同意することに決定しました。
暫時休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

初村久藏君の入場を求めます。

〔15番 初村 久藏君 入場〕

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

初村久藏君に申し上げます。同意第9号、対馬市監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しましたので告知します。

日程第5. 発議第3号

日程第6. 発議第4号

○議長（作元 義文君） 日程第5、発議第3号、国境離島活性化対策特別委員会の設置に関する決議について、日程第6、発議第4号、国県道路等整備促進特別委員会の設置に関する決議についてを一括議題とします。

提出者の趣旨、説明を求めます。15番、初村久藏君。

○議員（15番 初村 久藏君） ただいま一括議題となりました発議第3号について説明申し上げます。

発議第3号、平成25年7月2日、対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員初村久藏。賛成者、対馬市議会議員小川廣康、同、脇本啓喜、同、小田昭人。

国境離島活性化対策特別委員会の設置に関する決議について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

それでは、提案理由を朗読して説明に代えさせていただきます。

提案理由、国境離島活性化対策特別委員会は、過去においては、平成19年6月と平成21年9月の2回にわたり設置され活動されてきました。この間、所属委員は市長部局及び関係団体との協議、あるいは国、県への陳情、県議会議員との意見交換会等を重ね、国、県においても対馬の現状について、一定の御理解を深めていただいたところでもあります。

このような6年間の活動は、平成24年9月に改正された離島振興法の附則につけ加えられた「特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討」という文言にあらわれています。今回、この附則の文言を具現化するための国境離島特別措置法の制定に向け、引き続き国境離島活性化対策特別委員会の設置を提案するものであります。

国境離島活性化対策特別委員会の設置に関する決議。次のとおり、国境離島活性化対策特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、国境離島活性化対策特別委員会、2、設置の根拠、地方自治法第109条第1項及び委員会条例第6条、3、目的、国境離島特別措置法の制定に向けた推進活動、4、委員の定数、8名以内、5、期限、委員会の目的が達成されるまでとし、ただし、閉会中も推進活動を行うことができる。

以上のとおりであります。御賛同よろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 13番、堀江政武君。

○議員（13番 堀江 政武君） ただいま一括議題となりました発議第4号について、説明を申し上げます。

発議第4号、平成25年7月2日、対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員堀江政武。賛成者、対馬市議会議員小川廣康、同、脇本啓喜、同、小田昭人。

国県道路等整備促進特別委員会の設置に関する決議について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をします。

それでは、提案理由を朗読し、説明に代えさせていただきます。

提案理由、対馬市の国県道路は、国や長崎県の計画的な整備事業により、大きな成果を上げ、本市の産業振興や島民の生活向上に寄与してまいりました。

しかしながら、経済活動の広域化や住民生活の多様化など社会構造の変化に伴い、交通量が増加し続ける中、さらなる改良整備の促進は、緊急の課題であります。よって、本市の地域経済の

活性化及び市民生活の利便性を図るため、さらなる国県道路の整備促進とあわせて、対馬島への交通アクセスとして重要な離島航路の改善を調査することを目的に、国県道路等整備促進特別委員会を設置することを提案するものであります。

国県道路等整備促進特別委員会の設置に関する決議。次のとおり、国県道路等整備促進特別委員会を設置するものとする。

記。１、名称、国県道路等整備促進特別委員会、２、設置の根拠、地方自治法第１０９条第１項及び委員会条例第６条、３、目的、国道、県道の整備促進及び離島航路の改善に関する調査、研究、４、委員の定数、８名以内、５、期限、調査が終了するまで、閉会中も推進活動を行うことができる。

以上のとおりであります。御賛同よろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。２件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。２件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに、討論、採決を行います。

発議第３号、国境離島活性化対策特別委員会の設置に関する決議について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発議第３号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発議第３号は、原案のとおり可決されました。

発議第４号、国県道路等整備促進特別委員会の設置に関する決議について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発議第４号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発議第４号は、原案のとおり可決されました。

ただいまの決議により、設置されました国境離島活性化対策特別委員会及び国県道路等整備促

進特別委員会の委員の選任協議のため、暫時休憩します。議員控室にお集まり願います。

午前11時54分休憩

午後0時01分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

国境離島活性化対策特別委員会及び国県道路等整備促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名します。これより正副委員長互選のため、国境離島活性化対策特別委員会を第1会議室に、国県道路等整備促進特別委員会を小会議室に招集します。

暫時休憩します。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

国境離島活性化対策特別委員会及び国県道路等整備促進特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告します。

国境離島活性化対策特別委員会委員長に、長信義君、副委員長に洲上清君、国県道路等整備促進特別委員会委員長に齋藤久光君、副委員長に堀江政武君、以上のとおりであります。

日程第7. 発議第5号

○議長（作元 義文君） 日程第7、発議第5号、合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨、説明を求めます。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） ただいま議題となりました発議第5号について、御説明を申し上げます。

合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書は、平成26年度からの合併算定替に伴い、普通交付税が段階的に縮減され、市政にとりましても大幅な財源不足が予想されています。市議会としても、当意見書を採択したく、意見書を朗読し、説明に代えさせていただきます。

発議第5号、平成25年7月2日、対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員小川廣康。賛成者、対馬市議会議員脇本啓喜、同、小田昭人。

合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書、全国的に国策として推進された平成の大合併により、長崎県内の市町村数は、合併前の79市町村から21市町に再編され、市町村数の減少率は73.4%と全国で最も合併が進んだ県であり、本市においても、平成16年3月1日に6町が合併したところである。

合併市町では、厳しい財政状況の中、普通交付税の算定の特例となる合併算定替の措置等により、住民サービスを何とか維持しているものの、合併算定替は合併後10年間の特例期間に続き、5年間の経過措置を経て段階的に減額されることとなる。本市では、合併後、行革努力を重ね、歳出の削減を実現してきたものの、一方で旧町地域の人口減少に歯止めがかからず、地域の維持、活性化のために多額の費用を要しており、平成26年度の普通交付税から段階的な縮減が始まれば、大幅な財源不足が生じることが見込まれる。地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するものである。

よって、国におかれては、交付税の算定に当たって、合併により広域化した市町の財政需要の実態を十分踏まえ、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記。合併市町が今後も一体となって住民サービスを維持し、将来のまちづくりが力強く推進できるよう、合併団体であるがゆえに、削減できない財政需要や新たな財政需要に対応したきめ細かい補正等の創設を行うことにより、合併算定替の終了によって捻出される財源の相当額を合併市町に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成25年7月2日、長崎県対馬市議会。提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、内閣官房長官様、財務大臣様。

以上のとおりでございます。議員皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発議第5号は、原案のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議員派遣について

○議長（作元 義文君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、長崎県市議会議長会主催の市議会議員研修会出席のための議員派遣であります。

お諮りします。議員派遣につきましては、配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、配付しておりますとおり、派遣することに決定しました。

日程第9. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（作元 義文君） 日程第9、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において、整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 第2回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、6月24日から9日間にわたり、慎重に御審議いただき、御提案申し上げました全ての議案につきまして、御決定賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして、速やかに対処してまいりたいと存じます。また、本定例会における議員皆様からの貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく、一生懸命取り組んでまいり所存でございますので、今後とも御協力賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて次に、御報告を4件申し上げます。

1件目は、本定例会の行政報告で報告をさせていただきました盗難文化財の早期返還の取り組みについてでございます。報告では、具体的な行動を7月に入ってからと申し上げたところですが、署名簿提出先としてかねてから面会申し入れを行ってございました韓国文化財庁より面会の約束が取れましたので、6月28日9時30分、韓国文化財庁安全基準課長に直接署名簿を手渡し、早期返還を訴えてまいりました。会談では、安全基準課長より日韓の文化交流に支障とならぬよう、文化財庁としても早期返還に向けて協力していきたい。しかし、観世音菩薩坐像については、民事裁判の証拠品となっていることから、返還には時間がかかるのではないかと回答がありました。

段階的に司法の場から、行政サイドでの交渉となることから、駐日大使との面談をたゞいま要請しているところであり、今後も粘り強く返還に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えておりますので、議員皆様の御理解と御支援をお願いいたします。

次に、現在対馬市地域循環システム、生ごみ循環プロジェクトチームにおいて、検討を進めております生ごみ分別回収堆肥化事業における、生ごみ堆肥化施設の整備計画につきましては、このたび6月21日付で、農林水産省所管の平成25年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の内示が国よりありました。生ごみ分別回収堆肥化事業の概要につきましては、後日改めて議員皆様にお示ししたいと考えており、堆肥化施設整備にかかる予算案につきましては、平成25年度第3回定例会において計上し、御審議をお願いしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

さて、昨年9月より休止しておりましたCASセンターのことでございますけども、6月12日付で、農林水産大臣宛てに財産処分承認申請書、無償譲渡を提出いたしましたところ、本日7月2日付で財産処分承認の通知がありましたので、その旨報告をさせていただきます。

今後は、新事業主体が地元従業員を雇用して、地元で調達した原材料を使い、一日でも早く施設を再稼働させ、当初の目的を達成できるよう対馬市としても指導、協力していきますことを、あわせて報告をさせていただきます。

次に、昨年5月1日より就任していただいております政策マネージャーの藤井忠幸氏より、任期途中ではありますが退任の申し出がありました。本人の意向確認をした結果、担当する業務に対するものではなく、ほんの一握りの方のマネージャーに対する批判や中傷に対して、これ以上耐えることができないとのことであり、その申し出を受理し、7月15日付で退職されることとなりましたので、御報告いたします。マネージャーの指導のもと、さまざまな計画づくりをしている職員が悲嘆にくれているとともに、計画づくりのスピード化がマネージャーの手助けにより図られてきたことを、ここに申し添えます。

以上、4件を報告申し上げます。

最後になりますが、議員皆様の御健勝と益々の活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。このたびは、まことにありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成25年の第2回定例会は、議案全般にわたり、熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

さて、新しく21人の議会が発足をいたしました。市民の負託に応えるべく、しっかりと頑張ってまいりたいというふうに思っております。今後とも、よろしくお願いを申し上げます。

また、今議会中、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。

平成25年第2回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時14分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 黒田 昭雄

署名議員 小田 昭人

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員